



社団法人 関西環境開発センター

定 款

社団法人 関西環境開発センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人関西環境開発センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区中津1丁目2番19号に、従たる事務所を吹田市千里万博公園1番1号におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、建築物ならびに多数人の集合する諸施設の維持管理に関する総合的研究と実習を行ない、もって良好な環境条件の維持とその技術開発に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 建築物ならびに、諸施設の維持管理に関する技術の調査、研究のための事業
- (2) 建築物ならびに諸施設の環境開発に関する知識の普及、啓発のための事業
- (3) ビルメンテナンスに関する専門技術者及び管理者養成のための事業
- (4) 建築物ならびに諸施設の環境開発に関する刊行物発行のための事業
- (5) 建築物ならびに諸施設の維持管理に関する作業成果、品質評価、監査等の総合評価のための事業
- (6) 日本万国博記念公園その他公共的施設の維持管理とその運営に寄与するための事業
- (7) 公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するために必要な事業
- (8) 水道法に基づく簡易専用水道の検査に関する事業
- (8) 造園工事に関する事業
- (10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) 特別会員

この法人の運営に必要な専門的知識、経験を有し、総会において推薦された者

(3) 協賛会員

この法人の目的に協賛して、別に定める会費を負担し、理事会の承認を経て入会した個人又は法人

(4) 名誉会員

この法人の運営に特に功績があり、総会において推薦された者

(正会員及び特別会員の権利義務)

第 6 条 正会員及び特別会員は、総会において議決権を行使することができる。

2 正会員は、細則で別に定める会費その他の分担金を納入しなければならない。

3 正会員及び特別会員は、この法人の諸事業に協力し、事業遂行上の調査に応じ、情報を提供するとともに、この法人の業務、資産の説明ならびに書類、帳簿の閲覧を求めることができる。

(入 会)

第 7 条 この法人に正会員として入会するときは、2以上の正会員の推薦により、理事会が議決し、総会がこれを承認するものとする。

(退 会)

第 8 条 会員がこの法人を退会しようとするときは、その理由を文章をもって届け出るものとする。

(除 名)

第 9 条 会員がこの法人の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行があるときは、理事会の議決を経、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他会員としての義務にもとづく抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び事務局

(役員)

- 第11条 この法人の役員として、10名以上15名以内の理事及び2名の監事をおく。
- 2 理事の互選により、理事長1名、副理事長2名以内を選出する。
 - 3 理事の互選により、専務理事1名ならびに常務理事若干名をおくことができる。

(役員を選任)

- 第12条 この法人の役員は、正会員及び特別会員の中から総会において選任する。
- 2 役員を選任に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠として就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員任務)

- 第14条 理事は共同して、この法人の業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長の命により業務を処理し、常務理事は、所定の業務を担当する。
 - 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(会長、相談役、顧問)

- 第15条 この法人は、会長、相談役及び顧問をおくことができる。
- 2 会長、相談役及び顧問は、理事会に出席して助言を与えることができる。

(事務局)

- 第16条 この法人は、業務執行のため、事務局をおく。
- 2 事務局には、事務を処理するため、事務局長及び事務職員若干名をおくことができる。

第4章 会 議

(種 別)

第 17 条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、第5条第1号及び第2号の会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第 19 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の改廃
- (2) 役員の変更
- (3) 会費その他の分担金の決定及び変更
- (4) 入会の承認及び除名の議決
- (5) 事業計画及び事業報告の承認
- (6) 予算の議決及び決算の承認
- (7) その他必要と認めた事項の議決

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

(総会の成立、議決)

第 21 条 総会は、正会員及び特別会員の半数以上の出席により成立し、過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、定款の変更については、出席者の4分の3以上の同意を得なければ議決することができない。

(理事会の構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第 23 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 諸規定の改廃に関する事項
- (3) 業務執行上の必要事項

(4) 入会及び除名に関する事項

(理事会の開催)

第 24 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の半数以上から請求があったとき開催する。

(理事会の成立、議決)

第 25 条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。

2 理事会において緊急に議決する必要がある事項については、書面による議決をすることができる。

(召 集)

第 26 条 総会及び理事会は、理事長がこれを招集する。

2 召集は、総会の場合は各正会員及び特別会員に、理事会の場合は各理事に、会議の目的、日時及び場所を示した文書で、会議を開催する日の 5 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、あらかじめ通知がない事項についても議決することができる。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、出席した正会員及び特別会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 事 録)

第 28 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者 2 名以上が署名、捺印のうえ、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席者数
- (4) 議決事項
- (5) その他重要事項

第 5 章 資産及び会計

(資 産)

第 29 条 この法人は、次の資産をもって運営する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費収入

- (3) 分担金収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会が議決した方法で、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 32 条 この法人の会計年度は1年とし、毎年4月1日を始期、翌年3月31日を終期とする。

(予算及び決算)

第 33 条 この法人の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第6章 解 散

(解 散)

第 34 条 この法人を解散するときは、正会員及び特別会員の3分の2以上が出席した総会において、4分の3以上の同意をもって議決しなければならない。

(残余財産の処分)

第 35 条 この法人の解散時における残余財産は、公益事業団体のなかから総会で選定した団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第 36 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和46年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第5号、第6号、第23条第1号及び第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立のあった日から昭和46年3月31日までとする。
- 4 昭和48年12月27日一部変更
- 5 昭和54年 3月15日一部変更
- 6 昭和54年 7月 2日一部変更
- 7 平成15年 6月30日一部変更
- 8 平成18年 6月28日一部変更
- 9 平成20年 7月 8日一部変更